

大和ハウスグループ人権方針

大和ハウスグループ（以下、当グループ）は、創業以来、「儲かるからではなく、世の中の役に立つからやる」という創業者の想いを胸に、社会の変化に合わせて生じる課題に対して解決策をいち早く提供すること続けてきました。そして、「生きる歓びを、未来の景色に。」を当グループの夢（パーパス）として掲げ、お客さまと共に新たな価値を創造し、社会と共に生きていくこと、「共に創る。共に生きる。」を基本姿勢として定め、これからも事業活動を通じて社会と共生し、すべての人の基本的人権を尊重することを最も重要な責務と位置づけます。

当グループは、その責務を果たす指針として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「大和ハウスグループ人権方針」（以下、本方針）をここに定め、人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 人権に対する基本的な考え方

当グループは、すべての人々の基本的人権について規定した国連の「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）、労働における基本的権利を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」*、人権・労働・環境・腐敗防止に関する普遍的な価値を示した「国連グローバル・コンパクトの 10 原則」をはじめとする国際的に認められた人権規範を支持し尊重します。

また、当グループの事業において、特に深刻な人権侵害のリスクにさらされやすい、脆弱な立場に置かれる可能性のある人々への配慮に努めます。

※ 中核的労働基準である「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」「安全で健康的な労働環境」の尊重を含みます。

2. 適用範囲

本方針は、当グループのすべての役員および従業員に適用されます。また、当グループは、事業に関わるすべてのビジネスパートナーに対しても本方針への支持と遵守を求めるとともに、当グループの事業活動や取引関係を通じて影響を受けるすべての人々の基本的人権を尊重します。

3. 人権尊重の責任

当グループは、自らの事業活動が直接的または間接的に人権への負の影響を及ぼす可能性のあることを理解し、自らの事業活動から影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、自ら

の事業活動において人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長した場合には是正に向けた適切な対応をすることにより、人権尊重の責任を果たします。

また、ビジネスパートナー等による人権への負の影響が、当グループの事業、製品またはサービスと直接関係している場合には、当該関係者への働きかけを通じて、その防止および軽減に努めます。

4. 人権デューディリジェンス

当グループは、人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。事業活動およびバリューチェーンにおける人権への負の影響を特定・評価し、その防止および軽減に取り組みます。

5. ステークホルダーとの対話・協議

当グループは、本方針の改訂および人権に関する課題への対応にあたり、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用するとともに、ステークホルダーとの対話と協議を誠実にを行い、その意見を取り組みに反映します。

6. 教育・研修

当グループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれるよう、役員および従業員に対して適切な教育・研修を実施するとともに、ビジネスパートナーに対しても対話や研修を通して本方針の理解と遵守を求めます。

7. 救済

当グループは、自らの事業活動において人権への負の影響を引き起こし、またはこれを助長したことが明らかとなった場合には、適切な手続きを通じてその是正および救済に取り組みます。また、ビジネスパートナー等による負の影響が当グループの事業、製品またはサービスと直接関係している場合には、関係者による救済プロセスに協力します。

これら救済の実効性を担保するため、当グループの事業活動や取引関係を通じて影響を受けるすべての人々が、社内外から安心かつ安全に利用でき、問題提起を理由とした不利益な取り扱いを一切受けない、実効的な苦情処理の手続きを整備します。

8. ガバナンスと責任者

当グループは、本方針を取締役会の承認のもと策定し、その実行状況を適切に監督します。また、本方針の実行に関する責任者をサステナビリティ担当役員とし、人権デューディリジェンスや人権尊重に関する取り組みを推進するとともに、これらの取り組み状況についてサステナビリティ委員会を通して取締役会に報告します。

9. 情報開示

当グループは、人権尊重の取り組みの進捗および結果について、ウェブサイトや各種報告書を通じて適切に開示します。

10. 法令遵守および見直し

当グループは、事業活動を行う国・地域の法令を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限尊重する方法を追求します。本方針は、社会的要請や事業環境の変化を踏まえ、適宜見直しを行います。

本方針は、2026年9月9日に開催された取締役会において承認され、代表取締役会長により署名されています。

大和ハウス工業株式会社
代表取締役会長
芳井 敬一

<改訂履歴> 2018年1月制定
 2026年9月改訂